

敦賀市犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、敦賀市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年敦賀市条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき、犯罪被害者等に支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第 1 項本文、第39条第 1 項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が 1 月以上であり、かつ、通算 3 日以上入院（精神疾患の場合は、通算 3 日以上労務に服することができない。）が必要であると医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡し、又は重傷病を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。

(支給対象者)

第 3 条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者（申請時において当該犯罪行為が行われた時から引き続き、本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）とする。

- (1) 遺族見舞金 死亡した犯罪被害者の第 1 順位遺族（第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。以下同じ。）
 - (2) 重傷病見舞金 重症病を負った犯罪被害者
- 2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。
- 3 第 1 項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市の住民基本台帳に記録されている者」とみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。他の地方公共団体において、重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者（敦賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条第1項に規定する受領書等の交付を受けていた者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とみなし、その他のときは第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第6条 犯罪被害者等見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

第7条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に定める暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（遺族見舞金の支給申請）

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者が犯罪行為により死亡した事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者が当該犯罪行為の発生当時において市民であったことを証明する住民票の写し又は戸籍の附票
- (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が犯罪行為により死亡した当時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (5) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族の決定に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請)

第9条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書兼請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数及び病名を明記したもの。ただし、精神疾患に係るものにあつては、入院日数の記載を要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したもの)

(2) 犯罪被害者が当該犯罪行為の発生当時において市民であったことを証明する住民票の写し又は戸籍の附票

(3) その他市長が必要と認める書類

(支給の申請期限)

第10条 第8条及び前条の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは行うことができない。

(支給決定等)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(犯罪見舞金等見舞金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者があるとき又は犯罪被害者等見舞金の支給後において犯罪被害者等が第7条各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

様式第1号（第8条関係）
 様式第1号（第8条関係）

遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

敦賀市長 宛

申請者 住 所
 氏 名
 被害者との続柄
 電話番号等

遺族見舞金の支給を受けたいので、敦賀市犯罪被害者等見舞金支給規則第8条の規定により申請します。

被害者	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
	被害当時の住所			
被害を受けた日時		年 月 日 () 時 分頃		
死 亡 年 月 日		年 月 日 ()		
被害を受けた場所				
警察署への届出状況 (受理年月日)		(警察署 年 月 日)		
犯罪被害の発生状況				
当該犯罪被害における重傷病見舞金の支給申請の有無		有 (申請済 ・ 支給済) ・ 無		
その他 第1順位遺族	氏 名	被害者との続柄	住 所	
振込先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
備考				

※振込先は、申請者名義に限ります。

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書

年 月 日

敦賀市長 宛

代表者氏名

遺族見舞金の支給について、敦賀市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第8号の規定により、次のとおり代表者を選定したので届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

代 表 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	犯罪被害者 との続柄		
	電話番号		
死亡した者	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日	年 月 日	
同 意 欄			
上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署 名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

(注) この届出書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第9条関係）
 様式第3号（第9条関係）

重傷病見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

敦賀市長 宛

申請者 住 所
 氏 名
 被害者との続柄
 電話番号等

重傷病見舞金の支給を受けたいので、敦賀市犯罪被害者等見舞金支給規則第9条第1項の規定により申請します。

被害者	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
	被害当時の住所			
被害を受けた日時		年 月 日（ ） 時 分頃		
被害を受けた場所				
警察署への届出状況 (受理年月日)		(警察署 年 月 日)		
犯罪被害の発生状況				
その他 第1順位遺族	氏 名	被害者 との続柄	住 所	
振込先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
備考				

※振込先は、申請者名義に限ります。

様

敦賀市長

犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

見舞金の種類	
決定の内容	支給 ・ 不支給
見舞金の額	円
不支給の場合の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、敦賀市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、敦賀市を被告として（訴訟において敦賀市を代表する者は敦賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。